

令和6年（ワ）第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 外15名

被告 株式会社JERA 外9名

被告JERA証拠説明書（2）

令和7年8月29日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告株式会社JERA訴訟代理人

弁護士 大久保 圭

同 須藤 希 祥

同 中村 慶 彦

同 建部 壮一郎

本証拠説明書における略語の使用は、別段断らない限り、被告 J E R A の提出した主張書面の例に倣うこととする。なお、書証内の赤枠は、被告 J E R A 訴訟代理人において付したものである。

証拠	標目（原本・写しの別）	作成年月日	作成者	立証趣旨	
乙16	エネルギー基本計画（抜粋）	写し	令和7年2月	経済産業省 資源エネルギー庁	エネルギー基本計画には日本のエネルギー政策が示されているところ、そこには、気候変動対策（環境適合性）の視点だけではなく、自国の置かれた状況を踏まえたエネルギーの安定供給の確保等といった他の重要な視点をも加味した上で策定されていること等。
乙17	判決（大阪高判令和7年4月24日（LEX/DB文献番号25622838））	写し	令和7年4月24日	大阪高等裁判所	令和5年神戸地裁判決の控訴審である令和7年大阪高裁判決が、 ①令和5年神戸地裁判決の「国際社会が目指す削減目標は、地球全体の温暖化を防止するためのものであるのに対し、原告らに生ずる被害の具体的危険性は、地球温暖化の影響が原告ら個人に実際に生ずることの具体性をもって判断すべきものであるから、地球全体の温暖化の危険性をもって、原告ら個人に生ずる具体的危険と同一視することはできない。」旨の判示を維持していること（11頁）、 ②令和5年神戸地裁判決の「地球温暖化の進行は、CO ₂ の多様な人為的排出源の全てが寄与して生じているのであるから、原告らに生ずるおそれのある被害を防止するためのCO ₂ の排出削減方法も、どのような排出源からの排出をどの程度ずつ削減するかによって多様なものがあり得るところであり、排出を削減すべき排出源やその削減量があらかじめ

証拠	標目（原本・写しの別）	作成年月日	作成者	立証趣旨	
				<p>一義的に定まるわけではない。」旨の判示を維持していること（11頁）、</p> <p>③「カーボンバジェットは、1.5℃目標を対象とした場合、将来において世界全体で排出可能なCO₂累積量を元に、各国に割り当てられたCO₂累積量をいい、現状の排出量を基準とするのか、国内人口を基準とするのかなどによって割当量は相当程度異なるが、現時点において、各国への配分基準が一義的に明確に定められてはいないし、世界規模でのコンセンサスが得られているわけでもない。また、CO₂を排出する主体は事柄の性質上著しく広範であるが、被控訴人神戸製鋼らにのみカーボンバジェットを基準としたCO₂削減を義務付けられる法令上の根拠は存在しない。」と判示していること（13頁）、</p> <p>④「控訴人らの損害は、世界全体のCO₂排出行為により1.5℃目標が達成できないことにより生じるものであることなどからすると、被控訴人神戸製鋼らのCO₂排出行為が719条1項後段の射程とはいえず、控訴人らの上記主張は採用できない。」と判示していること（12頁）等。</p>	
乙18	クリーンエネルギー戦略 中間整理	写し	令和4年 5月13日	経済産業省 産業技術環境局 同省資源エネルギー庁	「クリーンエネルギー戦略」の議論の前提として、「ロシアによるウクライナ侵略や電力需給逼迫の事態を受け、改めてエネルギーの安定供給確保があらゆる経済・社会活動の土台であり、エネルギー安全保障なしには脱炭素の取組もなしえないことを再確認する必要がある」ことが指摘されていること等。
乙19	「エネルギー危機の今、あらためて考えたい『エ	写し	令和5年 3月16日	経済産業省 資源エネル	エネルギー安全保障の意義等。

証拠	標目（原本・写しの別）	作成年月日	作成者	立証趣旨	
	エネルギー安全保障』と題するウェブページ		ギ一庁長官 官房総務課 戦略企画室		
乙20	環境基本法の解説（改訂版）（抜粋）	写し	平成14年 10月21日	環境省総合 環境政策局 総務課	環境基本法4条は、我が国の経済社会のあるべき姿とそこへ至る道程、その際留意すべき事項を記述したものにすぎないこと等。
乙21	最高裁判所判例解説民事篇令和3年度（下）（5月～12月分）（抜粋）	写し	令和6年 3月20日	中野琢郎	令和3年最高裁判決は、民法719条1項後段の適用に当たって、被害者によって特定された複数の行為者の行為がいずれも「被害者の損害をそれのみで惹起し得る行為」であることを要件としていること等。
乙22	2040年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）（抜粋）	写し	令和7年 2月	経済産業省 資源エネルギー庁	電力供給に当たっては、例えば、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとする世界情勢、脱炭素に向けた技術革新の進捗、エネルギー需要の動向等を含め、様々な不確実性が存在することを念頭に置くことが必要不可欠であること等。
乙23	『再エネ先進国』ドイツにおける電力需給の実態からの学び』と題するウェブページ	写し	令和7年 5月15日	小野透 （一般社団法人日本鉄鋼連盟特別顧問）	①ドイツは、周辺11か国との間で電力系統が連系されており、電力需給のミスマッチが生じたり電力不足が生じたりした場合（むしろ、ドイツは、日中の太陽光発電が好調な時間以外は概して電力不足の状況にある。）には、周辺国から電力を輸入することによって調整しているのであり、電力の需給調整・供給力について、周辺国に依存していることが指摘されていること（7頁）、 ②ヨーロッパ全体としては、原子力発電や火力発電も含め、バランスの取れた電源構成を有していること（9頁）、 ③ドイツにおける「再エネ化」は、ヨーロッパ全体の調和の取れた電源構成の中で、周辺諸国との系統連系を可能とする地理的環境を前提として実

証拠	標目（原本・写しの別）		作成 年月日	作成者	立証趣旨
					<p>現するものであり、これに対して、日本は島国であって他国との系統連系に依存することができる環境にはないのであり、「再エネ化」についても、ドイツで可能であれば日本でも可能というものではないこと（10頁）等。</p>

以上